

差し押さえの実施と公売会の開催について



町税務職員などによる滞納者宅を訪問しての搜索

産については、次の日時に公売会を開催します。

※本町の滞納処分実績については、18ページに掲載しています。

公売会の開催のお知らせ

■公売物件

不動産（宅地）

甲佐町大字緑町字大坪14番8
宅地 249.03m²

■見積額

4,040,000円
(最低公売価格)

■入札日

8月20日（金）午後1時30分～午後2時

■入札会場

町生涯学習センター研修室

■注意事項

・入札希望者は、入札前に公売保証金の納付が必要です。

・物件に関する詳しい内容や入札に関する手続きなどについては、町税務課までお問い合わせください。

■夜間窓口・休日窓口も開設

滞納者宅の搜索による動産の差し押さえを5月から開始

税金は、町にとって大切な財源であり、納税は国民の義務です。町税の収納率が下がれば、町の収入が減り、さまざまな行政サービスの低下につながります。

地方税法では、未納者に対して「督促状を発した日から10日を経過した日までに完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならぬ」と規定されています。町では、納期限内に納付する人との公平性を図るために、町税の滞納者に対し強力に差し押さえを実施します。

5月から本町においても、滞納者宅などの搜索を開始し、併せて預金の調査や不動産の差し押さえも実施しています。今回差し押さえた不動

産については、次回差し押さえを実施します。

毎月月末には、夜間窓口を町税務課で午後8時まで開設し、休日には、休日窓口も開設しています。開庁時間に納付に来ることができない人は、ぜひご利用ください。

■医療費の自己負担額

あらかじめ「限度額適用認定証」の交付申請を行い、医療機関に提示すると、一医療機関の窓口での医療費の支払いは自己負担限度額までとなります。

自己負担限度額は、住民税の課税状況や所得などによって異なり、70歳未満の人で3段階、70歳以上75歳未満の人で4段階に分かれています。世帯内の国民健康保険加入者で転入、転出、死亡などの異動があった場合や、国保資格に異動があった場合には、適用区分が変更になることがあります。

また、特別の事情があると認められた場合などを除き、国民健康保険税で滞納があると、「認定証」が交付されないことがあります。

減額認定後、入院日数が90日を超えた場合は、「長期入院」に該当し、再び申請することにより、食事代の自己負担額がさらに減額されます。

減額認定後、入院日数が90日を超えた場合は、「長期入院」に該当し、再び申請することにより、食事代の自己負担額がさらに減額されます。

申請に必要なものは、入院中の食事代の自己負担額が減額される制度があります。減額を受けるためには、申請して「限度額適用・標準負担額認定証」の交付を受け、医療機関へ提示すること必要があります。

申請に必要なものは、入院中の食事代の自己負担額が減額される制度があります。減額を受けるためには、申請して「限度額適用・標準負担額認定証」の交付を受け、医療機関へ提示すること必要があります。

- 申請に必要なもの
- ・国民健康保険被保険者証
- ・印かん

■食事代の自己負担額

住民税非課税世帯の国保加入者は、入院中の食事代の自己負担額が減額される制度があります。減額を受けるためには、申請して「限度額適用・標準負担額認定証」の交付を受け、医療機関へ提示すること必要があります。

住民税非課税世帯の国保加入者は、入院中の食事代の自己負担額が減額される制度があります。減額を受けるためには、申請して「限度額適用・標準負担額認定証」の交付を受け、医療機関へ提示すること必要があります。

入院時の医療費と食事代の自己負担額について



「認定証」交付を受けるには、毎年申請が必要です

すでに交付を受けている「認定証」の有効期限は、7月31日（土）です。8月1日（日）からは、平成22年度の住民税課税状況や所得などにより、改めて判定します。

毎年申請が必要ですので、該当する人は必ず申請してください。

国民年金保険料の免除制度をご活用ください



申請手続き時には、年金手帳と印かんのご準備を

所得が左記の計算式で計算した金額の範囲内であることです。

① 4分の1納付 (3,780円)

年金額の計算 8分の5

前年所得 \times 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額など

② 半額納付 (7,550円)

年金額の計算 8分の6

前年所得 \times 1.18万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額など

③ 4分の3納付 (11,330円)

年金額の計算 8分の7

前年所得 \times 1.58万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額など

国民年金保険料の納付が困難なときは、保険料の免除制度をご活用ください。

● 全額免除

保険料の全額（月額15,100円）が免除になります。全額免除の期間は、保険料の2分の1の年金額が計算されます。

全額免除となる所得の目安は、前年所得が左記の計算式で計算した金額の範囲内のことです。

1) × 35万円 + 22万円

● 一部納付（一部免除）

一部納付には3種類あり、保険料

の一部を納付すれば、次の年金額が計算されます。所得の目安は、前年

・ 印かん
・ 年金手帳

※失業された場合は、雇用保険受給資格者証・雇用保険被保険者離職票などの写しが必要です。

▼手続きに必要なもの

みんなで考えてみよう 男女共同参画とは？



男女共同参画社会とはどんな社会？(写真はイメージ)

男女共同参画

■ 地域における男女共同参画の状況について

男女共同参画社会とは、男女がお互いの人権を尊重しながら、家庭や地域、職場などで、それぞれの個性と能力を發揮することができ、責任も喜びも分かち合うことができる社会です。

今回は、地域における男女共同参画の状況を考えてみましょう。

○男女平等・対等の観念を持つて、社会の習慣やしきたりを見直しましょう。

○地域の活動に積極的に参加しましょう。

○女性に対する暴力（ドメステイック・バイオレンス〔DV〕やセクシーシュアルハラスメント、ストーカー行為など）は、人権侵害である。

私たちの甲佐町に目を向けてみると、地域活動の中では、いまだに男性優位の考え方が残っている部分が見られます。地域における役員のほとんどが男性であり、女性はほんの一握りのようです。

このことの原因には、男性の側だけの問題ではなく、女性の側にも積極的に参画することのためらいがあるように思えます。

▼お問い合わせ先

甲佐町男女共同参画社会推進懇話会（事務局・町住民生活課内）
四 096-234-1111 (内線102)
(内線101)

ることをしつかり認識し、被害者の立場に配慮しながら支援しましょう。



7月11日(日)は参議院議員通常選挙の投票日



選挙権は国民の権利です。必ず投票しましょう。

きます。

▼投票できる人 平成2年7月12日

以前に生まれ、引き続き3か月以上本町に居住している人

▼持つくるもの 入場券

■投票日に投票できない人は
期日前投票などで投票を

投票できない場合は、期日前投票ができます。
投票日当日に仕事や旅行などで投票できません。

■動かそうその一票で世の中を

7月11日(日)は第22回参議院議員通常選挙の投票日です。

選挙は、有権者が国政に参加する最大の機会であるとともに、国民の権利であり責務でもあります。忘れず投票しましょう。

投票できる日は、期日前投票日をあわせると17日間あります。投票日当日に都合が悪い人は、期日前投票で投票しましょう。

■投票日の投票時間が午後6時までに変更になりました

▼投票日 7月11日(日)

▼投票時間 午前7時～午後6時

※投票時間の終了が、午後8時から午後6時に変更になりました。期

日前投票は、午後8時まで投票で

▼持つくるもの 入場券

（総務課前）

▼投票場所 町役場2階談話室（町

（総務課前）

児童扶養手当

■児童扶養手当とは？

児童扶養手当とは、父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に役立てるとともに、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

8月1日(日)から、父子家庭の父にも支給されます。

■父子家庭の支給要件は？

次の①～⑤のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②母が死亡した子ども
- ③母が一定程度の障がいの状態にあ

る子ども

④母の生死が明らかでない子ども

⑤そのほか（母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど）

※申請者や扶養義務者などの所得による支給制限があります。

児童扶養手当を受給するには、町福祉課への申請が必要です。

既に父子家庭の支給要件に該当している人は、8月1日(日)以前でも申請できます。

7月31日(土)までに支給要件に該当している人は、11月30日(火)までに申請すれば、「8月分」から支給されます。

■受給するためには？

父子家庭への児童扶養手当について



子どもの福祉増進を図る児童扶養手当(写真はイメージ)

▼投票日 6月25日(金)～7月10日(土)

※土・日曜日も投票できます。

▼投票時間 午前8時30分～午後8時

（総務課前）

町選挙管理委員会（町総務課内） 096-234-1111(内線222) klg202@town.kosa.lg.jp

町福祉課 096-234-1111(内線144) klg205@town.kosa.lg.jp

Public Relations KOSA July 2010

10

1日（日）以降も引き続き該当する
現在「認定証」をお持ちで、8月
1日（日）から使用できる新
しい被保険者証（オレンジ色）を、
今月中に簡易書留にて郵送します。

現在お持ちの後期高齢者医療被保
険者証（黄色）の有効期限は、7月
31日（土）です。
8月1日（日）から使用できる新
しい被保険者証（オレンジ色）を、
今月中に簡易書留にて郵送します。

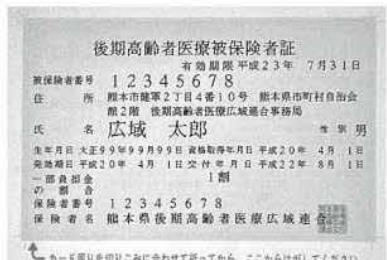
現在お持ちの被保険者証は、8月1
日（日）以降に処分するか、町住民
生活課に返却ください。なお、受診
時の間違いを防ぐため、負担割合が
変更になつた被保険者証は必ず返却
ください。

また、現在の「限度額適用・標準
負担額減額認定証」（黄色）の有効
期限も、7月31日（土）です。

現在「認定証」をお持ちで、8月
1日（日）以降も引き続き該当する
あります。

**■新しい被保険者証などを今
月中に送付します**

後期高齢者医療被保険者証



8月1日（日）から新しい被保険者証になります

■平成22年度の保険料について
今月中に町から、平成22年度後期
高齢者医療保険料額決定通知書を送
付します。

保険料額は、均等割額（47,0
00円）と所得割額（基礎控除後の所
得の額の9・03%）を合計した金額
で、年額50万円が上限額です。
所得の低い人については、平成21
年度に引き続き保険料を軽減します。
また、後期高齢者医療保険の資格を
得た日の前日に、被用者保険加入者
に扶養されていた人については、当
分の間は均等割額が9割軽減され、
所得割額はかかりません。

保険料は、年金からの差し引き、
納付書での支払い、口座振替により
納めることができます。手続きをすると
口座振替に変更できます。ただし、
確実な納付が見込めない人について

人には、「認定証」（オレンジ色）も
郵送します。
「認定証」は、被保険者の属する
世帯全員が住民税非課税の場合に交
付します。該当する人で、「認定証」
をお持ちでない人はお問い合わせく
ださい。病院などの支払いが、限
度額までの支払いで済みます。

町住民生活課 ☎096-234-1111(内線107) ☎kig204@town.kosa.lg.jp

平成22年度農作業標準賃金について

区分	平成22年度賃金		備考
	基盤整備 実施地区	未整備 地区	
稻田鋤起こし	6,000	7,000	10%当り自弁
秋田起こし	4,000	4,000	10%当り自弁、 2回目以降
麦田鋤起こし	4,500	5,000	10%当り自弁
稻コンバイン刈	12,000	13,000	10%当り自弁、 結束付き 2,500円加算、 倒伏は別途加算
麦コンバイン刈	7,000	8,000	10%当り自弁、 倒伏は別途加算
機械田植え	5,000	5,500	10%当り自弁、 同時施肥機使用 時1,000円加算、 補植なし
代かき	6,000	6,000	10%当り自弁

区分	平成22年度賃金	備考
バインダーリ	6,000	10%当り自弁、 綱込み
稻脱穀	6,000	10%当り自弁
農薬散布	2,000	10%当り自弁、 農薬委託者持ち
一般農作業	6,000～7,000	1日当り自弁
草刈り作業	8,000	1日当り自弁、 機械持ち込み、 燃料委託者持ち
機械麦播種	7,000	10%当り、 耕起・播種同時作業
稻乾燥	8,000	10%当り自弁、 水分15%以内
麦乾燥	500	1袋当たり、 コンバイン普通袋
苗作り	550	1袋当たり、 農薬・種子込み
パワーディスク	6,000	10%当り自弁
米・麦・大豆運搬	1,000	10%当り自弁
大豆コンバイン刈り	6,000	10%当り自弁

※表示した金額は、標準賃金としての参考ですので、
賃金については双方の協議の下、決定してください。

町農業委員会（町産業振興課内） ☎096-234-1111(内線153) ☎kig207@town.kosa.lg.jp